

## 福岡市の通報窓口（担当課）への公益通報について

### 1 本市の通報窓口

本市で公益通報を受け付ける通報窓口は、公益通報者保護法の対象となる法律を所管し、かつ当該法令違反行為に対して処分等の権限を有する担当課になります。

担当課が不明な場合は市長室広聴課までご連絡ください。担当課をご案内します。

（市長室広聴課 電話番号：092-711-4067、E-mail:kocho.MO@city.fukuoka.lg.jp）

### 2 通報の要件

本市の通報窓口（担当課）へ公益通報を行うには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 自己の労務提供先又は当該労務提供先の役員、従業員等の法令違反行為等であること。

(2) 不正の目的で行うものではないこと。

(3) 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、または以下に記載の事項を記載した書面を提出すること。

① 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

② 通報対象事実の内容

③ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思われる理由

④ 通報対象事実について法令等に基づく措置がとられるべきと思われる理由

### 3 通報に際しての留意点

- ・ 通報窓口（担当課）へ公益通報を行う際は、公益通報者保護法に基づく通報である旨を明らかにしてください。
- ・ 公益通報を行う際は、通報窓口（担当課）の職員に対して、事業者内部の誰がどのような行為を行ったか（又は行おうとしているか）等を具体的にお伝えください。なお、具体的に違反する法令の条項を伝える必要はありません。

通報窓口（担当課）の職員に伝える主な内容

- 通報者の氏名
- 労務提供先の名称（会社名、団体名等）、業務内容
- 具体的な通報の内容（いつ、誰が、どこで、何を行ったか。その継続の状況。）
- 通報対象事実を証明できるもの  
（通報事実を知る者の名前又は証拠名、根拠資料等）
- 通報者への連絡方法

なお、通報対象事実を証明できるものがない場合は、上記2(3)の①～④に示した事項を記載した書面を提出することで、通報を行うことができます。

#### 4 通報の方法

公益通報は、文書（ファックス含む）、電子メール、電話又は面談のいずれの方法でも行うことができます。

なお、各区役所担当課へ公益通報をする場合は、勤務先の住所地に該当する区の担当課へお願いします。